

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 6 月 17 日現在

機関番号：35308

研究種目：基盤研究(B) (海外学術調査)

研究期間：2013～2015

課題番号：25301044

研究課題名(和文)離婚・別居後の面会交流と子どもの最善の利益についての国際比較研究

研究課題名(英文) International comparative study on child's contact with non-resident parent after divorce and separation and the child's best interest

## 研究代表者

高橋 睦子 (Takahashi, Mutsuko)

吉備国際大学・保健医療福祉学部・教授

研究者番号：50320437

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,200,000円

研究成果の概要(和文)：面会交流に関する取決めや判決は、当事者たちの生活に長期にわたって影響をおよぼす。司法は申立てに対して調停や判決を下すが、その後の親子関係の状況や展開についてのフォローアップの機能は備えていない。子どもの最善の利益を保証するためには、司法のみならず、中長期にわたり子どもの成長・発達を把握し、必要に応じて専門家(臨床心理や児童精神科など)につなぐ社会制度の構築が重要である。

幼児も含め子どもの本心に真摯に寄り添いつつ、面会交流について適切に判断し当事者らが必要とする支援を行うためには、乳幼児や子どもの発達に関する最先端の知見や情報を専門領域の境界を超えて共有することが重要である。

研究成果の概要(英文)：The court decisions on child's contact with non-resident parent have long-term influence on daily life after divorce and separation. The courts provide mediation and/or decisions in responding to petitions seeking contact with child after divorce. However, the courts do not have any functions of monitoring the developments of parents-child relationships in longer term. In order to ensuring the child's best interest it is important to build such a social system in which child's development would be monitored in longer term instead of leaving solution solely to courts. It would be essential to develop experts' network of various experts like clinical psychologists and child psychiatrists as well as legal services for properly supporting children whenever necessary.

For realizing the child's best interest truly in accordance with child's will, the latest scientific insights of child development should better be applied to legal decisions on child's contact with non-resident parents.

研究分野：福祉政策論

キーワード：面会交流 子の最善の利益 国際比較研究 家族法制 高葛藤事案への対応

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 民法第 766 条は 2012 年改正により、離婚時に子どもの最善の利益を尊重しつつ、子の監護や養育を協議することを明文化した。監護の一部としての面会交流をめぐる調停・審判のために家庭裁判所への申立て件数が急増している。しかし、日本は「小さな司法」の社会であり家庭裁判所の人員は少ない。(2) 子どもの最善の利益に合致する面会交流や監護は、高葛藤・紛争がある場合には、その家族への支援が必要であるが、現行の日本の制度では、司法と他分野の連携は進んでいない。

### 2. 研究の目的

本研究は、離婚・別居後の親子関係において子どもの最善の利益に真に資する養育・面会交流のための法・社会制度、政策対応の選択肢を、国際比較研究を通じて明らかにすることを目的とする。具体的な研究目的は次のとおり。

- (1) 面会交流についての海外調査から、政策・制度面と理論面での展開と最新の動向を明らかにする。
- (2) 海外と国内との比較検討から、日本の面会交流の特徴と課題について理解を深める。
- (3) 子どもの最善の利益に資する面会交流・監護の実現にとって何が必要であるかを具体的に提言する。

### 3. 研究の方法

研究文献の精査と実務関係者・専門家からの直接・間接の聞き取り調査が本研究の基本的な研究方法であり、次の三段階の調査研究で構成される。

- (1) 諸外国における離婚後の監護・面会交流の実情・法社会制度についての海外現地調査、
- (2) 国内での面会交流の問題整理と実態把握、
- (3) 海外と日本との比較をふまえた日本の面会交流の改善点の整理と政策提言。

### 4. 研究成果

面会交流が子どもの意思・子どもの最善の利益を中心に実現することは、離婚・別居後の親子関係の展開だけでなく、従前からの家族関係の状況が大きく影響する。日本社会では離婚そのものと離婚後の子の監護について、大半が親同士の協議に委ねられている。協議離婚は、同居親と別居親が子どもの監護についての責任を果たすことを前提とし、高葛藤や虐待・支配などの重大な紛争がない限りは、離婚・別居後の親子関係の維持について弾力的かつ現実的に対応することができる可能性が高い。

日本の法制度では離婚後の子の監護について単独親権を採っているが、これは直ちに別居親に対して排他的な仕組みではない。同居親も別居親も、子どもの健全な成長と発達に資するよう行動する責任がある。離婚に際し親同士が子どもの養育についてどのよう

な取り決めをするかは、当事者に委ねてきた社会慣行がある。日本では司法を中心とする専門家の支援や介入は必要最低限度で、離婚時の協議に家族ソーシャルワーカーが同席するといった他国での制度との大きな相違がある。小さな司法の社会であるために日本の家庭裁判所は非常に限られた人材と時間という枠組みのもとで、離婚・別居後の面会交流や監護に関する事案への対応を余儀なくされている。

スウェーデンやフィンランドでは、協議離婚であっても当事者だけに全てを委ねるのではなく家族ソーシャルワーカーを中心とする専門家のサポートのもとで、子の監護についての養育者の役割・費用分担などが文書化される。社会福祉部門での支援では協議が不調で合意に至らない場合、その事案は裁判所が対応するが、裁判官は司法部門だけでなく社会福祉部門や医療（精神保健）部門などの協働をもとに判断する。高葛藤で困難な事案ほど裁判所は他機関に協力を要請し、子どもの意思の把握、子どもの安全かつ健全な成長・発達の保証が重視されている。

国内の家族法学研究者や司法の家事実務専門家らの間では近年、「共同親権」への関心が高まっている。離婚・別居後に同居親が経済面でも精神面でも安定して子の監護ができるようにすることは重要である。ただし、一旦離婚・別居すれば別居親から同居親への養育費が未払いで、ひとり親として子どもを養う同居親は経済的困窮にさらされることが少なくない。

欧米の法制度を後追いする形での共同親権導入論は、父母間の関係が対等からは程遠い日本国内のジェンダー格差の現状を直視せず、欧米の最新の動向・法改正についての研究知見の精査も割愛しがちである。海外調査研究から得られた知見・情報では、共同親権のもとで面会交流を推進してきたオーストラリアでは、共同親権そのものは維持しつつも、面会交流について慎重な対応へと方向性を修正し、法制度改革が行われている。また、スウェーデンも子どもや同居親の安全確保が困難な場合について面会交流を制限する慎重な動きへと法改正がみられる。

理念レベルでは、父母が離婚・別居後も対等な関係のもとで親子関係を継続できるのならば、子どもの最善の利益の実現に資するであろう。しかし、日本はジェンダー格差において先進諸国でも最下位のレベルにある現実は棚上げにできない。理念を現実よりも優先し共同親権へと舵を切るとは、子どもの最善の利益という名目のもとで、子どもとの面会交流についての別居親の要求を優先する結果に至るリスクが大きい。単独親権が共同親権かといった議論を観念論・理念論な側面だけから展開のではなく、日本の家庭裁判所の人的資源を拡充しつつ司法と他の専門領域との協力体制の構築といった、現実的な側面からも熟考する必要がある。

欧米の面会交流に関する調査研究から得られた最も重要な知見の一つは、子ども自身の意思の尊重とともに、司法、子ども保護、DV 被害への対応といった各領域（イギリスの M.ヘスターが指摘する「三つの惑星」）における専門職の価値観や理念の相違の再認識である。司法はジェンダー中立の立場を基本とし DV や虐待を例外視する傾向がある。子ども保護（社会福祉）では子育てでの母親の言動に関心が絞れる一方で、虐待の震源地が父親側であってもその家庭での力関係は見逃されがちである。DV 被害への対応（主に被害者とその子どもの安全確保や生活再建の支援）では強制的な支配（coersive control）への対峙が中心となる。このような「三つの惑星」論は専門領域間の方向性の対立やくい違いを浮き彫りにしている。

異なる専門領域間で最先端の知見や情報を共有することは、面会交流において有用である。幼児も含め子どもの本心に真摯に寄り添う上で、司法の実務家や家族法学研究者にとって、乳幼児精神保健の最新知見は不可欠であろう。その際、司法だけで自己完結するのではなく、司法と他領域との建設的な協力関係があれば、子どもの最善の利益の実現に近づくことができる。

面会交流についての取決めや判決は、当事者たちの生活に長期にわたって影響をおよぼす。司法は申立てへの判断を下すが、その後の親子関係の展開についてのフォローアップの機能は備えていない。子どもの最善の利益を保証するためには、司法のみならず、中長期にわたり子どもの成長・発達を把握し、必要に応じて専門家（臨床心理や児童精神科など）につなぐ社会制度の構築が重要である。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 13 件)

Keiko Fujita & Keiko Shimada、Challenges for Nursing with Regard to Domestic Violence Intervention、Journal of the Tsuruma Health Science Society Kanazawa University、査読有、39 巻 2 号、2015、135-143

立石直子、家族法をめぐる司法の本質、法と民主主義、査読無、491 巻、2014、60-63

藤田景子、ドメスティック・バイオレンス被害女性の周産期および育児期を通じた DV 被害に対する認識の回復過程、日本看護科学学会誌、査読有、134 巻、2014、198-207、DOI: 10.5630/jans34.198

高橋睦子、面会交流と子どもの最善の利益：スウェーデンとフィンランドでの展開を中心に、法律時報、査読有、85 巻 4

号、2013、81-86

小川富之、親権・監護権・親責任 – 比較法の視点から、法律時報、査読有、85 巻 4 号、2013、87-88

藤田景子、ドメスティック・バイオレンス被害女性の回復を促す周産期の助産ケア、日本助産学、査読有、27(2)、2013、247-266

〔学会発表〕(計 12 件)

Mutsuko Takahashi、The impacts of European family law reforms on Japanese policy-making on child's contact with non-resident parent in post-divorce/separation life、European Sociological Association Conference、2015 年 8 月 26 日、Prague (Czech)

Mutsuko Takahashi、Changing location of the childcare in social security in Japan、"Investing in Children – in search for innovative solutions to improve children's well-being" International Conference、2014 年 10 月 23 日、Lodz (Poland)

Mika Merviö、Japanese risk society: the changing policies and the role of families、18th World Congress of Sociology ISA (International Sociological Association)、2014 年 7 月 15 日、Pacifico Yokohama

Keiko Fujita、Examination of an educational method to promote Japanese midwives' effort against intimate partner violence、The 30<sup>th</sup> International Confederation of Midwives Triennial Congress、2014 年 6 月 4 日、Prague (Czech)

立石直子、離婚手続において DV 被害者と子どもがかかえる問題 – オーストラリア家族法の動向を素材として、日本司法福祉学会第 15 回大会第 4 分科会、2014 年 8 月 3 日、追手門学院大学大阪城スクエア

Mutsuko Takahashi、The location of intimate partner violence in legal reforms in contemporary Japan、Interpersonal Violence Interventions International Conference、2013 年 8 月 28 日、Jyväskylä (Finland)

〔図書〕(計 13 件)

Marita Husso、Marianne Notko ほか(編

著) Mutsuko Takahashi ほか共著、Routledge (Routledge Advances in Sociology)、Interpersonal Violence: Difference and Connections、2017、256

小川富之、高橋睦子、立石直子(編著)法律文化社、離別後の親子関係を問い直す: 子どもの福祉と家事実務の架け橋をめざして、2016、206

小川富之ほか(編著)一学舎、ロードマップ民法5- 親族・相続、2015、320

Mika Merviö(編著) Idea Group (US)、Management and Participation in the Public Sphere、2015、371

梶村太一ほか(編著)小川富之、J.マイヤー(高橋睦子 監訳)ほか共著、日本加除出版、子ども中心の面会交流: こころの発達臨床・裁判実務・法学研究・面会支援の領域から考える、2015、368

Raymond K.H. Chan ほか(編著) Mutsuko Takahashi ほか共著、Cambridge Scholars Publishing、Social Issues and Policies in Asia: Family, Ageing and Work、2014、255

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

高橋 睦子 (TAKAHASHI, Mutsuko)  
吉備国際大学・保健医療福祉学部・教授  
研究者番号: 50320437

### (2) 研究分担者

該当無し

### (3) 連携研究者

小川 富之 (OGAWA, Tomiyuki)  
福岡大学・法科大学院・教授  
研究者番号: 20221848

メルヴィオ、ミカ (MERVIO, Mika)  
吉備国際大学・社会科学部・教授  
研究者番号: 00320440

立石 直子 (TATEISHI, Naoko)  
岐阜大学・地域科学部・准教授  
研究者番号: 00369612

片岡 佳美 (KATAOKA, Yoshimi)  
島根大学・法文学部・教授  
研究者番号: 80335546

藤田 景子 (FUJITA, Keiko)  
金沢大学・保健学系・助教  
研究者番号: 60587418

### (3) 研究協力者

渡辺 久子 (WATANABE, Hisako)  
児童精神科医

酒井 道子 (SAKAI, Michiko)  
臨床心理士

平井 正三 (HIRAI, Shozo)  
臨床心理士

中島 幸子 (NAKAJIMA Sachiko)  
NPO 法人レジリエンス代表

栄田 千春 (SAKAEDA, Chiharu)  
NPO 法人レジリエンス・ファシリテーター

岡田 仁子 (OKADA, Kimiko)  
翻訳家

手嶋 昭子 (TEJIMA, Akiko)  
京都女子大学・法学部・准教授

長谷川 京子 (HASEGAWA, Kyoko)  
弁護士

吉田 容子 (YOSHIDA, Yoko)  
弁護士

可児 康則 (KANI, Yasunori)  
弁護士